

## 休憩方法等の不備で「じん肺」発症

### 【発生状況】

Aさんは従業員12人の小規模ゴム工場で、入社以来10年間、原料調合の担当をしている。原料としてタルク等の粉状鉱物を取り扱っており、この作業は粉じん則別表第2第10号に定める「特定粉じん作業」に該当する。Aさんは入社の際に、作業時には「防じんマスク（呼吸用保護具）」を使用するようにと支給されており、必ず着用していた。

この作業場は法定通り、6ヶ月に1回、作業環境測定を行っており、第1管理区分が続いていた。生産量が多いときには第2管理区分となることもあったが、それはまれであった。また、平成21年に粉じんの管理濃度が改訂され、厳しくなってからも、第1管理区分であった。すなわち、Aさんの作業場の粉じん管理はよい方であるといえる。

勤務は8時間で、昼及び午後の休憩時間は作業場の一角に設けた休憩室で喫煙するのが常であった。休憩室での喫煙は、特に制限がなかった。作業中は防じんマスクを着用していたが、休憩時にはマスクを外していた。

また、作業終了後のマスクの管理は各人に任されており、Aさんはいつも作業場脇の更衣室に設置してあるロッカー内にマスクを吊しておいた。

ところが、今回のじん肺健康診断の結果、Aさんは「管理2」と判定され、同僚の1名も同様であった。

なお、Aさん達従業員全員は「特定粉じん作業業務の特別教育」は受けていなかった。

## 休憩方法不備で じん肺発症



全員に粉じん特別教育を要する！

## 【発生原因分析】

この場合、原因は次の通りと考えられる。

- ① まず、従業員が「特定粉じん作業業務の特別教育」を受けていなかった。
- ② 休憩室を、作業場と隔離しての設置ではなく、作業場の一角に設置していた。
- ③ 分煙状態がよくなかった。
- ④ 防じんマスクの管理がよくなかった。

## 【対応策】

対応策としては、次のようなものが考えられる。

- ① 関係従業員全員に対して「特定粉じん作業業務の特別教育」を受けさせること。

【労働安全衛生法第 59 条、労働安全衛生規則第 36 条、粉じん則第 22 条】

- ② 休憩室を作業場以外の場所に設けなければならない。【粉じん則第 23 条】
- ③ 分煙については、空間分煙を実施すること。

また、

1) 浮遊粉じん・・0.15m g／m<sup>3</sup>以下

2) CO濃度・・10ppm 以下

3) 非喫煙箇所と喫煙室との境界で喫煙室に向かう気流の風速 0.2m／s 以上  
を確保すること。

【通達：平成 15 年 5 月 9 日付け基発第 0509001 号「職場における喫煙対策のためのガイドライン】

- ④ 防じんマスクの管理については、

イ 休憩時には、マスク内面が粉じんにばく露しないような状態で保つこと。

すなわち、マスクを使用しないときには脱ぎ放しにせず、エアタイトの状態（容器に入れる、あるいはポリ袋に入れてゴム等で密閉する）で保管するのが好ましい。

なお、このことは作業終了時でも同じである。特に作業終了時には、作業現場近くのロッカーに防じんマスクを裸のまま吊しておく等すると、次回就業時までの長い時間にマスク内面に粉じんが付着し、それを使用することになるので付着した粉じんを吸い込む可能性が強く、衛生上好ましくない。

ロ 安全衛生推進者等の労働衛生に関する知識、経験等を有する者から「保護具着用管理責任者」を選任し、保護具について適切な管理を行うこと。【通達：平成 17 年 2 月 7 日付け基発第 0207006 号「防じんマスクの選択、使用等について】